

猫の飼い主の方へ

地域には、猫が好きな人もいれば、野良猫で迷惑をしている人もいます。人と猫が、共に幸せに暮らすためにはどうすればよいのでしょうか。

1 猫の本能・習性をよく理解し、責任をもって終生飼ってください。

「フン・尿」「鳴き声」「庭やごみを荒らす」といった猫による苦情は多発し問題となっています。

周りに被害や迷惑を及ぼさないよう、猫の本能・習性や生理をよく理解し、責任をもって終生飼ってください。



2 室内で飼いましょう。

猫は快適な環境を整え、飼い主がコミュニケーションをとることで室内でも暮らせます。屋外飼育は、交通事故、ノミ・ダニなどの寄生、感染症など、猫にとって生命の危険が多く、特に近年では、マダニが媒介するSFTS(重症熱性血小板減少症候群)の感染拡大が問題になっています。

3 飼い猫であることを明示してください。

猫に首輪、名札等をつけ、飼い主を明らかにすることで、迷い猫が少なくなります。



4 不妊・去勢手術等の繁殖制限をしましょう。

自由に繁殖できる状況では、猫は1年に2~3回出産し、すぐに増えてしまいます。動物を飼う空間や、世話をする人手や時間、経済的条件は限られています。次々と生まれてくる動物を全て飼うのも、責任ある新しい飼い主を探すのも限界があります。

毎年多くの子猫が保健所に持ち込まれています。このような猫を増やさないために、飼い主の責任で、不妊・去勢手術による繁殖制限を実施しましょう。

不妊・去勢手術をすることで、病気の予防や、ストレスの軽減にもなります。



5 猫を捨てないでください。

猫を捨てる行為は犯罪です。また、捨てられた猫は、病気や交通事故で死亡したり、野良猫になって迷惑をかけたりすることになります。



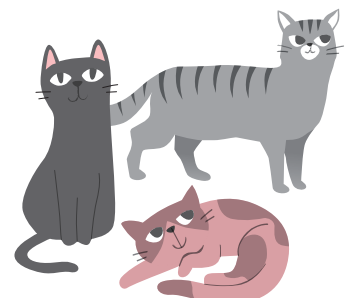
6 飼い主のわからない猫、野良猫にエサを与えると…

飼い主のわからない猫にエサを与えることは、その地域に猫が住みつき、増加する原因となります。所かまわずフンをしたり、ごみ置き場を散らかしたり、地域住民にいろいろな迷惑をかけます。安易にエサを与えないようにしてください。



7 地域猫活動について

すでに野良猫の数が増加しており、ふん尿被害など困っている地域においては、地域住民の方方で野良猫の不妊等手術を行い、餌やりや清掃など地域でルールを定め適正に管理することで時間をかけ野良猫とトラブルを減らしていく取り組みです。詳しくは、水道環境課までご相談ください。



問い合わせ先：水道環境課 ☎66-2407